

人間環境大学の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則第1条第2項の規定に基づき、学部及び学科の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的について定める。

(人間環境学部)

第2条 人間環境学部は、建学の精神としての「人間環境学」に基づいた教育を行っている。「人間環境学」とは、人間と環境とをそれぞれ一個の点のように考えるのではなく、また点として考えられた人間や環境をどう関係づけるのかという観点からでもなく、人間や環境を「人間環境」として、すでに相互に深く関係したものとして考えること、つまり、単に文化的な概念でもなく、単に科学実証でもない文理融合の教育研究を教育理念としている。

特に今日のITテクノロジーのあらゆる分野での急速で高度な展開は、文理融合の「人間環境学」の理念なくしては取り組めない現代の諸課題を数多く含んでいる。人間環境学部は、今日の「人間環境」的な諸課題を踏まえて、建学以来の「人間環境学」の実践性を活かし、テクノロジーの時代における「人間環境」のあり方に深く自立的に関わることのできる人材を養成することを目的とする。

(看護学部)

第3条 看護学部は、対象となる人々が健康に生きることを支える看護、ならびに、より健康な地域社会の発展に貢献する看護を理念として掲げている。

人間の尊厳に基づいた豊かな人間性を培い、人々のライフサイクルに応じた多様な健康ニーズに対応できる広い視野で、科学的・専門的な知識と技術に基づく判断力と探求心をもって質の高い看護実践ができる自立した看護職者を育成し、人々が健康に生きることを支援する。あわせて地域社会における保健・医療・福祉の連携と発展に貢献する。即ち、対象となる人々の健康に生きることを支える看護、及び、より健康な地域社会の発展に貢献する看護職者となる人材育成を目的とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃については、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成26年7月9日から施行する。

附則 この規程（改定）は、平成27年4月1日から施行する。